

東京都中央卸売市場における環境対策の概要

生鮮食料品の集荷・分荷

I 自動車排出ガス対策

(車両登録制度の導入)
・場内で使用する自動車への登録義務づけ

・小型特殊自動車は電動車、低排出ガス車に限定した登録

(小型特殊自動車の電動化促進)

・補助金の交付
・クリーンゾーンの設定と巡回指導

(アイドリングストップ対策)

・外部電源供給装置の設置

II 省エネ・省資源対策

(温室効果ガスの削減)
・市場別計画削減の実施

・建材用断熱材フロンガスの焼却処分

(省エネ対策の推進)

・省エネ型設備の導入
・小型特殊自動車の電動化
・再生可能エネルギーによる電力の使用
・グリーン電力の購入
・施設屋上や敷内への緑化

III 廃棄物対策

(廃棄物の発生抑制)
・市場と業界との協力による減量化の取組

(リサイクル率の向上)

・木製パレット、食品廃棄物等のリサイクルの促進

(廃棄物処理費用の負担と支援)

・排出者責任に基づく費用負担

IV 安全・衛生対策

(安全・安心対策)
・安全品質管理者(SQM)の機能の充実

・食品危害対策マニュアルによる対応

・ポジティブリスト制度への対応

・品質管理マニュアルの作成支援

(衛生対策)

・低(定)温施設の整備・充実
・0157.BSE 対策

環境にやさしい市場づくり

中央卸売市場は、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的に設置されています。

しかし、市場では活発な経済活動に伴い、大気汚染をはじめとした様々な環境問題が発生します。このため、東京都中央卸売市場では市場の環境改善を目的として、次のような取組を推進しています。

I 自動車排出ガス対策

市場内及び市場周辺では、主に夜間から早朝にかけて、多くの大型貨物自動車が荷物の搬入搬出のために走行しており、また、市場内では荷物の仕分けのため多数の小型特殊自動車を使用されています。これらの車からは、有害な排気ガスが大量に排出され、大気汚染の原因となっています。

自動車の排出ガス対策として、貨物自動車については、自動車 NO_x・PM 法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づくディーゼル車規制への対応を促すとともに、違反車両に対しては、取締所管局と連携し改善指導を行っています。また、車両の滞留を改善することなどにより、不要なアイドリング防止にも取り組んでいます。

小型特殊自動車については、平成 16 年 10 月から、閉鎖的な空間をクリーンゾーンとして指定し、その中では電動車以外の走行を禁止しています。

さらに、各市場の大気環境測定調査結果を踏まえ、平成 17 年 5 月からは、東京都中央卸売市場条例及び規則を改正し、市場内で使用される全ての自動車に登録を義務づけ、環境規制対応の実効性を確保することとしました。このうち、小型特殊自動車¹については、新規導入車両の登録要件を、電動車又は低排出ガス車（フォークリフトに限る）に限定する規制措置を導入し、低公害化を推進しています。

II 省エネ・省資源対策

活発な市場活動により、冷凍冷蔵庫に使用する電力や小型特殊自動車の燃料などの資源が大量に消費され、中央卸売市場全体で年間約 7 万 3 千トンの温室効果ガスを排出しています。（平成 18 年度実績）

温室効果ガスの発生は、都市の温暖化とも言われるヒートアイランド現象をもたらします。実際に、東京では過去 100 年で、平均 2.9℃の気温上昇を記録しており、地球全体の平均である 0.6℃をはるかに上回るスピードで温暖化が進行しています。

この顕著な気温上昇により、農作物や魚等の生態系にも影響が及ぶことが懸念されています。

東京都では、2020 年までに東京の温暖化ガス(温室効果ガス)排出量を 2000 年比で 25%削減することを目標として掲げ、カーボンマイナス東京 10 年プロ

¹ 場内で使用される小型特殊自動車は、主にターレット（道路運送車両法施行規則でいうターレット式構内運搬自動車）、歩行型の構内運搬車、フォークリフト等である。

ジェクトを展開するなど、温室効果ガスの排出削減の取組をより一層強化しています。

中央卸売市場としても、市場における事業活動において環境配慮に努めるとともに、エネルギー消費を低減するための施設改修や再生可能エネルギーの活用等を進めています。

III 廃棄物対策

市場内では、日々の事業活動に伴って大量の廃棄物が排出されています。

野菜や魚のくずのほか、搬送用の容器（発泡スチロール製の箱等）やパレット、梱包で使用されたバンドやラップ類などが廃棄物となり、また輸送中の荷の傷み等から、野菜等が廃棄処分される場合もあります。

大量の廃棄物の発生は、多量の資源を消費するだけでなく、最終処分場の逼迫に拍車をかけることとなります。とりわけ、その処理費用は業界や開設者である東京都の大きな負担になっており、廃棄物の絶対量を減少させることが必要です。このため、廃棄物の発生抑制と再生利用を一層推進し、その上でなお発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処理を行うことを基本に、環境への負荷を低減させていく必要があります。

また、食品廃棄物については、平成 13 年 4 月から「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）」が施行され、食品の卸売又は小売等を業としている者に、再生利用等の実施率 20%以上を目標に努力することが義務づけられました。さらに、平成 19 年 6 月、食品リサイクル法の一部改正により、各事業者の実態に応じて更に高い目標が課せられることになり、着実かつ早急な取組がそれぞれの事業者に求められています。

IV 安全・衛生対策

近年、国内外では、偽装表示等の法令違反、食品への異物の混入、牛海綿状脳症（BSE）感染牛の確認等が多発し、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっています。

食品の安全性の確保は、第一義的には食品事業者の責務ですが、中央卸売市場においても、関連業界との連携の下に、安全・衛生対策を進め、取扱物品の安全・安心を確保することが求められています。

このため、中央卸売市場では、市場内の物品の品質管理や衛生・環境水準の向上に向けて中心となる「安全・品質管理者（SQM）」の機能の充実を図るとともに、「品質管理マニュアル」の作成支援、「食品危害対策マニュアル」の策定、残留農薬に係るポジティブリスト制度への対応、O157・BSE対策の徹底などを進めています。また、市場内の衛生を確保するために低温設備・衛生設備の整備も行っています。